

（入札保証金の納付の免除）

第102条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。
- (3) 一般競争入札参加資格を有し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 過去2年間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て、誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) その他前各号に準ずるものと市長が認めるとき。

（契約保証金の免除）

第126条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有する者と契約を締結する場合において、契約の相手方が過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て、誠実に履行し、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 第130条に規定する契約保証人があるとき。
- (5) 国、地方公共団体その他の公法人(これらに準ずる者を含む。)と直接に契約を締結するとき。
- (6) 法令に基づき契約代金の延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (7) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納させるとき。
- (8) 公有財産を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき又は契約者が契約の履行しないこととなるおそれがないとき。
- (9) 契約金額が100万円未満(工事請負契約については500万円未満)であるとき。
- (10) その他前各号に準ずると市長が認めるとき。